



健診に行こう!
令和2年度 市民健診のご案内



市民健診の詳細は、4月に送付済みの市民健診申込書に同封の五所川原市市民健診べんり帳をご覧ください。また、集団健診日程等に一部に変更がありますので、ご注意ください。

(詳細は、市のホームページで確認できます。)

健診の種類	対象者（五所川原市民） 年齢は令和3年3月31日時点での満年齢	内 容	集団健診	個別健診	
			料金※1	料金※1	指定医療機関（50音順）
特定健康診査	40歳から受診時満74歳の ・五所川原市国民健康保険被保険者 ・生活保護受給者	①身体計測（腹囲測定：特定健診検査） ②問診 ③血圧測定 ④医師の診察 ⑤血液検査（脂質、肝機能、血糖、腎機能、貧血） ⑥尿検査 ⑦心電図 ⑧眼底検査（かなぎ病院、つがる総合病院のみ実施可）	1,000円	1,000円	駅前クリニック 尾野病院（金木） かなぎ病院 かみむらクリニック泌尿器科・内科 川崎胃腸科内科医院 健生五所川原診療所 小泊診療所（中泊町） 市浦医科診療所 すとうmr iクリニック つがる総合病院 富田胃腸科内科医院 とやもり内科小児科クリニック 中泊おの医院 白生会胃腸病院 ファミリーカクリニック☆希望（つがる市） 増田病院 ※2
健康診査	・後期高齢者医療被保険者 ・受診時満75歳以上の生活保護受給者		無 料	無 料	
胃がん検診	40歳以上の男女 50歳以上の男女（前年度市の胃内視鏡検査を受診していない方）	バリウムで胃X線撮影 胃内視鏡検査	1,500円 2,500円		市民健診べんり帳（市民健診申込書に同封）に掲載
大腸がん検診		スティック（採便容器）で便を採取する免疫便潜血反応検査2日法	600円	600円	
肺がん検診	40歳以上の男女	胸部X線撮影 (必要に応じて喀痰検査)	500円 ◆60歳から74歳は無料		
肝炎ウイルス検診	過去に肝炎検診を受けたことがない ①40・45・50・55・60・65・70歳の男女 ②上記以外の希望者 (集団健診で特定健康診査・健康診査を受ける方のみ)	血液検査 (B型及びC型肝炎)	無 料	無 料	市民健診べんり帳（市民健診申込書に同封）に掲載
子宮頸がん検診	20歳以上の女性 (前年度、市の子宮頸がん検診を受診していない方)	頸部細胞診検査	1,500円 ◆20歳から39歳は無料	1,500円 ◆20歳から39歳は無料	市民健診べんり帳（市民健診申込書に同封）に掲載
乳がん検診	40歳以上の女性 (前年度、市の乳がん検診を受診していない方)	マンモグラフィ検査	1,500円 ◆40歳は無料	1,500円 ◆40歳は無料	市民健診べんり帳（市民健診申込書に同封）に掲載

※1：料金は、後期高齢者医療被保険者の方（年度内到達者含む）、生活保護受給世帯の方、市民税非課税世帯の方は全て無料です。

※2：後期高齢者医療被保険者の健康診査は「受診券」がありませんので、直接指定医療機関に予約してから受診してください。

★料金は健診当日の課税状況により徴収します。

●問い合わせ先：民生部 健康推進課 電話35-2111 内線 2384・2386 ●

新型コロナウイルス感染症の影響による 国民健康保険税の減免について



新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、申請により、国民健康保険税が減免となります。

減免の対象となる方

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方

» 保険税を全額免除

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方

» 保険税の一部を減額



保険税が一部減免される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について、(1)～(3)のすべてに該当すること。

- (1) 事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のうち、いずれかの収入が前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
- (2) 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

※申請にあたっては、上記の収入を証明する書類が必要となります。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類は何か等、減免にかかる詳細については、まずは税務課へお問い合わせください。

●問い合わせ先：財政部 税務課 電話35-2111 内線 2258・2259 ●

新型コロナウイルス感染症に感染した方等に対する傷病手当金の支給について



五所川原市国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のため労務に服することができなかった期間（令和2年1月1日～9月30日まで）について、一定の要件を満たした場合に、申請により傷病手当金を支給します。

支給の対象となる方 » (1)～(3)のすべてに該当すること。

- (1) 五所川原市国民健康保険の被保険者で、被用者（お勤め先から給与等の支払を受けている）である。
- (2) 感染または感染の疑いにより、その療養のため労務に服することができず、その期間が3日間を超える。
- (3) 療養のため労務に服することができなかつた期間に対する給与等の全部または一部の支払を受けられない。

ご自身が支給の対象となるか、申請に必要な書類は何か等、傷病手当金にかかる詳細については、まずは国保年金課へお問い合わせください。

●問い合わせ先：民生部 国保年金課 電話35-2111 内線 2341 ●

後期高齢者医療制度でも新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免制度があります。

問い合わせ先：民生部 国保年金課 後期高齢者医療係 電話0173-35-2111（内線2345・2346）
または 青森県後期高齢者医療広域連合 業務課資格管理担当 電話017-721-3821



後期高齢者医療制度の被保険者である被用者にも傷病手当金の制度があります。

問い合わせ先：青森県後期高齢者医療広域連合 業務課給付担当 電話017-721-3821